

第三者評価結果シート・コピー（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

S24310
SK15022
S16007

③施設名等

名 称：	みどり園
施設長氏名：	飯村 眞造
定 員：	50名
所在地（都道府県）：	茨城県
所在地（市町村以下）：	茨城県水戸市開江町1069-7
T E L：	029-251-1969
U R L：	http://ibaraki-midorien.hs.plala.or.jp
【施設の概要】	
開設年月日	昭和25年5月
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 緑会
職員数 常勤職員：	25名
職員数 非常勤職員：	2名
専門職員の名称（ア）	ファミリーソーシャルワーカー
上記専門職員の人数：	2名
専門職員の名称（イ）	保育士
上記専門職員の人数：	10名
専門職員の名称（ウ）	栄養士
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（エ）	調理員
上記専門職員の人数：	4名
専門職員の名称（オ）	嘱託医
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（カ）	
上記専門職員の人数：	名
施設設備の概要（ア）居室数：	
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

児童福祉の理念に基づき、児童福祉の精神に則り、「愛」を基に安心・安全な養育環境を整え、明るい家庭的な雰囲気の中で児童の精神、肉体的な健康を図りながら、地域に調和の取れた運営を図ると共に、児童の人権を庇護し、児童の意向を反映させながらサービスの向上に努め、それらを基本として「日常の五心」を日々の営みの中で習得していくことを位置づけ児童養護にあたる。

⑤施設の特徴的な取組

- ① 児童の最善の利益に配慮した人格尊厳と人間性の回復
- ② 発達の保障とウェルビーイングの確保
- ③ 安心・安全な養育環境の提供
- ④ 児童の能動的・受動的権利の保障
- ⑤ 生きる力・生活力の習得
- ⑥ 自己決定を尊重した自立支援と退所後のアフターケアの実践

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2016/7/12
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2017/7/20
受審回数	2回
前回の受審時期	平成26年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

法人、施設の理念及び方針が職員倫理要綱として策定されており、「職員申し合わせ事項」「児童支援基本姿勢五原則」が実践に即した内容として、全ての職員の規範として深透している。

職員は自立、学習、躰とそれぞれのプロジェクトチームを作り、子ども同士の外食やグループ別遠足、部屋別の調理実習等、自立に向けての活動や、がんばりノートを使った個別指導等に取り組んでいる。

職員が身近にいる大人として子どもの手本となるよう振る舞い、常に子どもと向き合い子どもの良さを見つけて、また子どもから学ぶ姿勢を持って支援に取り組んでいる。

学校や地域の行事には積極的に参加し、地域と繋がりを持つように努め、地域からも信頼され頼られている関係が築かれている。

施設長のリーダーシップの下、基幹職員を軸に担当制にすることで子ども一人ひとりと密接なかかわりが持て、さらに「絆の会」を利用して子ども達の意見を吸い上げながら、小さな変化にも適切に対応する養育支援に取り組んでいる。

◇改善を求められる点

子どもが必要とする養育・支援内容の変化や、新たな知識・技術等の導入する際に現状に応じた検討や実践を組織的に行っているが、標準的な実施方法について、文書化するまでには至っていないので、文書化するとともに実施方法の見直しが行われることを期待します。

遠距離の高校に通う子どももいるため、子どもの安全や災害時等の安否確認のためにも、携帯端末等の情報ツールの導入や運用を適正に利用できるよう、検討することを期待します。

地域の住民意識の実情にもよるが、子育て等の専門相談機関としての機能も積極的に地域に根差していくことを期待します。

子どもの書類の保管方法、保存、廃棄等に関する規定が定められ文書化される事を期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

社会的養護の一つである児童養護施設みどり園は、児童を家庭において養育することが困難な、又は適当でない場合の代替的施設としての役割を果たし、家庭養護を支援・保管する専門的養育の場として機能させ『児童の権利』や『最善の利益』を保証する事ができるよう日々取り組んでいます。

そういった中、今回第三者評価を受審し、今までの支援や援助を振替える機会を得たことや“改善が求められる点”については真摯に受け止め、更に『児童のウェルビーイングの確保』を念頭に、児童の自己実現に向け支援していこうと考えています。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
	☐ 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人・施設内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	
	☐ 理念は、法人・施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人・施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	
	☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
【コメント】		
「日常の五心」を基礎理念として、子どもの生きる力、生活技術を習得させ自己決定力を尊重した自己実現を支援すると施設の理念に定めている。 人権の尊重に始まる12項目に及ぶ施設運営の基本方針を明確に定めている。 年度初めの職員会議で法人理念、基本方針を職員に周知し、子どもに対しては法人理念、基本方針を「絆の会」で説明するとともに、事業計画を食堂に掲示し、理解を促している。 事業計画・報告を明文化し、その内容をパンフレットや広報誌（こだま通信）等を通じて周知している。		

1

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
	☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
	☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	☐ 子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、法人・施設が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	☐ 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	
【コメント】		
社会福祉事業の動向や県の福祉計画、子どもの数や子どもの状況に関する情報等を関東ブロックや県内の関係機関等の会議に参加し、把握している。 施設が位置する地域での特徴、変化等の経営環境や課題に係る情報収集を行い、分析している。		

2

②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	3
	☐ 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。		
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。		
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。		
	☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。		
【コメント】			
少子化を背景とした利用定数の充足率や施設の小規模化の問題を理事会、職員会議でも議題に取り上げ検討している。 措置施設で経営的には前年度実績により、欠員の問題は大きくなっていないが、欠員が続いていることが翌年度の経営に影響してくることへの予測対応が検討している。 平成29年度からの社会福祉法人改革についても取り組みを進めている。			

3 事業計画の策定		
(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
【コメント】		
「児童養護施設の小規模化及び家庭的養護の推進」に即した事業所独自の平成27年から15年間の中・長期計画を策定し、職員にも周知している。 大舎制から小舎化への中長期ビジョンを策定し、養護施設が何を求められているかを事業計画に明記し、それに基づく計画を策定している。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
	☐ 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	
	☐ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
	☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
【コメント】		
事業計画の中で施設の小規模化に向けて小グループの活動や、子ども達が自分達で考えて活動を行える取り組みを増やしている。 事業計画の策定にあたっては、担当者が子ども達と現年度計画の達成状況や次年度の目標等について話し合いの後に、職員会議にはかり事業計画を策定している。		

(2) 事業計画が適切に策定されている。		6
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 ☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。 ☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。 ☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。 ☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。 ☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)がされており、理解を促すための取組を行っている。	a
【コメント】		
事業計画の策定にあたっては、担当者が前年度に子ども達と現年度計画の達成状況や次年度の目標等について話し合いの後に、職員会議で反省し、反省を基に事業計画を策定している。 新年度には、新しい事業計画を職員に配布し、周知している。		
		7
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。 ☐ 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。 ☐ 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。 ☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。 ☐ 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	b
【コメント】		
子ども達には「絆の会」で事業計画についての説明を行うとともに、保護者に対しては家庭支援専門相談員が個別に事業所の基本方針や事業計画の内容について、こだま等で説明している。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果	8
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 ☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。 ☐ 養育・支援の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。 ☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。 ☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	a	
【コメント】			
職員が子どもをしっかり見て見極める力をつけるよう、新採職員の養育日誌に先輩職員がコメントを記載するとともに、グループディスカッションの場を設けるなど、養育・支援の質の向上に取り組んでいる。 子どもの養育・支援の内容について、最低月一回の処遇育成会議や保育会議等において、職員会議にはかり、評価見直しや全体共有を行っている。 第三者評価を受診し自己評価を行い、日頃の養育・支援の振り返り、課題の気づきの機会としている。			

②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	9
	☐ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。		
	☐ 職員間で課題の共有化が図られている。		
	☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。		
	☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。		
	☐ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。		
【コメント】			
前回の第三者評価の受審結果を職員に周知するとともに、自己評価等により、課題の改善に取り組んでいる。第三者評価の結果、明確になった課題等について、委員会等で検討し、事業計画等に反映することが望まれる。			

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1)	施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果	10
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	
	☐ 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。		
	☐ 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。		
	☐ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。		
	☐ 平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。		
【コメント】			
施設長は職員会議等で施設長自らの役割と責任について常に表明し、日常的なリスクマネジメント及び危機管理対応についても積極的に取り組むとともに、子ども達や職員から信頼されている。 また、日頃子ども達の支援の場に入り、職員や子ども達に施設の理念や基本方針を浸透する取り組みをしている。			

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	11
	☐ 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。		
	☐ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。		
	☐ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。		
	☐ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。		
	【コメント】		
施設長は遵守する関連法令等を正しく理解し、研修等にも積極的に参加している。 施設に於いても、諸規程の策定、担当部署の設置等で法令遵守に努めている。 遵守すべき基本姿勢を職員申し合わせ事項に定め、徹底するため唱和している。			

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	12
		☐ 施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。		
		☐ 施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。		
		☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。		
		☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。		
		☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。		
		☐ 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。		
【コメント】				
施設長及び基幹的職員が子どもに関する養育・支援の向上に積極的に取り組んでおり、口頭助言及び自立支援計画書作成時に、子ども一人ひとりの支援について助言をしている。 施設長は養育日誌にコメントを記載したり、指導部会議等で職員の子どもの理解する力、洞察する能力の育成に取り組む等、職員の教育や研修について、積極的に取り組んでいる。				
	②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	13
		☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。		
		☐ 施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。		
		☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。		
		☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。		
【コメント】				
職員が心身共に健康で楽しく仕事に専念できるよう職場環境に配慮している。 ケース担当、職務分掌については相性、適材適所等、業務の実効性を高める取り組みを考慮し、決定している。 施設長だけでなく職員全体がコスト意識を持ち、運営費用に関して管理にあたっている。				

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			第三者 評価結果	14
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		a	
	☐ 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。			
	☐ 養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。			
	☐ 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。			
	☐ 法人・施設として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。			
	☐ 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。			
【コメント】				
基幹的職員、家庭支援専門員、心理療法担当職員等と必要な人材を確保し職員は各職種の専門性や役割を理解し、お互いに連携を図りながら子どもの養育・支援に取り組んでいる。 専門職としての心理職員を複数採用しており、さらに子どもの担当も兼ねている等、子どもの養育・支援を最優先した人材の確保となっている。 職員側からの意見も含め人材確保を図るとともに、福利厚生 の充実などの取り組みを積極的に行っている。				

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b	15
	☐ 法人・施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。		
	☐ 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。		
	☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。		
	☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。		
	☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。		
	☐ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができてい		
【コメント】			
施設の理念・基本方針にもとづく「期待される職員像」を明確にしている。 人事考課を行うまでには至っていないが、施設長が年に1回は職員と面談の時間を設け、職員の就業に対する意向を含めて話を聞き、次年度の意向把握等を行っている。 施設で職員が働きやすい、心身共に健康で楽しく仕事ができるよう労務管理に努めている。			
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	16
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。		
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。		
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。		
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような施設内の工夫をしている。		
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。		
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。		
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。		
	☐ 人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。		
【コメント】			
施設長は年に1回は職員と面談の時間を設け、職員の就業に対する意向等を把握するとともに、職員の状況に応じた、休憩時間等で職員と話す機会を設けている。 把握したことについて、職員が心身共に働き易い職場作りに役立てている。 バランスの良い職員の年齢階層となっており、職員間の意思疎通が図られ、先輩職員からアドバイス等を受けられる環境となっている。			
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	17
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。		
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。		
	☐ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。		
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。		
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。		
【コメント】			
職員一人ひとりに振り返りノートを作成し、受講した研修について振り返りが出来、今後の職員一人ひとりの研修計画に活用している。 新任職員に対しては一人ひとりにベテラン指導員が付いて新人教育に当てている。 職員の年齢層が厚く基幹職員を中心に、指導の一本化を図っている。			

	② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 ☐施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。 ☐現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。 ☐策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。 ☐定期的に計画の評価と見直しを行っている。 ☐定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	b	18
【コメント】 人材育成、園内研修に関する「基本方針」、「研修目的」が定められ、「年間計画予定」に沿った研修を実施し、職員一人ひとりのスキルアップを図っている。			
	③ 19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。 ☐個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。 ☐新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。 ☐階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。 ☐外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。 ☐職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	b	19
【コメント】 年間の園内研修、中央ブロック研修、外部の研修等で、職員が研修を均等に受講できるよう配慮している。職員のキャリアアップや知識の向上を図るため、積極的に研修会へ職員を派遣している。			
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
	① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。 ☐実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成に関する基本姿勢を明文化している。 ☐実習生等の養育・支援の専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。 ☐専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。 ☐指導者に対する研修を実施している。 ☐実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	b	20
【コメント】 実習生受入れの意義に関して文書化し、実習生担当職員を配置して指導にあたっている。 独自の様式を使ってオリエンテーションを実施し、社会的養護の機能と役割について実習生に理解を促している。 職員と一緒に夜勤を含めた職員勤務のローテーションを実習生に体験させることで、養護施設職員の勤務状況や子どもの係わり等を体験させている。			

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
	☐ ホームページ等の活用により、法人・施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	
	☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	
	☐ 法人・施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人・施設の実存意義や役割を明確にするように努めている。	
	☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
【コメント】		
施設の事業や財務に関する情報はホームページ、広報誌のこだまを通じて情報公開に努めている。意見や苦情等への対応を適宜行っており、苦情等の内容を機関紙こだま等に掲載し、公開している。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
	☐ 施設における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。	
	☐ 施設における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	☐ 施設における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。	
	☐ 施設における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	☐ 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。	
	☐ 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
【コメント】		
財務等に関する会計士による外部監査を受けることで、透明性の高い適正な経営・運営を確保している。		

21

22

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
	☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	☐ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	☐ 施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	
	☐ 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
	☐ 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	
【コメント】		
事業計画にて地域連携を明記しており、みどり祭り等の園行事等で地域開放を行う、子ども会の役員や地元神社の氏子総代に就任し、地域住民と交流を図っている。 子ども達が地区の子ども会に加入しており、市民運動会や子ども会行事に積極的に参加している。 子ども同士の交流は、園庭等で遊べるよう一定の規則を設け、実施している。		

23

24	②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
		☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
		☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	
		☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している	
		☐ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
		☐ 学校教育への協力を行っている。	
【コメント】			
ボランティア要項を作成し、ボランティアの受付は登録制にすることで、ボランティアの適性を判断しながら受入れを行っている。 2か月に1回小学生を対象に実施している気功教室は、子ども達の姿勢が良くなるなど効果を上げている。			
(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
		☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
		☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
		☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
		☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
		☐ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	
【コメント】			
児童相談所や学校、医療機関、警察、消防等の社会資源を明確にし、連絡方法等を組織化し職員に周知している。 小、中学校とは年4回懇談会の機会を設けたり、児童相談所とは処遇検討会等を開催したりと適切な連携を図っている。			
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①	26 施設が有する機能を地域に還元している。	b
		☐ 施設のスペースを活用して地域住民との交流を意図した取組を行っている。	
		☐ 施設の専門性や特性を活かし、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。	
		☐ 施設の専門性や特性を活かした相談支援事業、支援を必要とする地域住民のためのサークル活動等、地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。	
		☐ 災害時の地域における役割等について確認がなされている。	
		☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。	
【コメント】			
フラワーアレンジメント教室（施設機能強化推進事業）の地域への開放を行っているが、現状では諸々の課題があり積極的に開放するには至っていない。 災害時に、備蓄食料等を提供する旨を町内回覧等で周知している。 里親教育について、過去に課題が出て、現状では里親支援専門員の配置はせず研修等も開催するには至っていない。			

②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	27
	☐ 施設の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。		
	☐ 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。		
	☐ 地域住民に対する相談事業を実施することなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。		
	☐ 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。		
	☐ 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。		
	☐ 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。		
【コメント】			
職員が積極的に地域の子どもの会の役員や、地域の神社の氏子総代を務めるなどして、地域住民等との交流を持ち地域の福祉ニーズを把握している。 今後、子育てに関する相談や地域住民の活動拠点となるような地域福祉センター機能の構築を検討している。			

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果	28
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	
	☐ 理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。		
	☐ 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。		
	☐ 子どもを尊重した養育・支援実施に関する基本姿勢が、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映されている。		
	☐ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。		
	☐ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。		
【コメント】			
「日常の五心」を基礎理念として、子ども達に生きる力や生活力の習得、自己決定力を重視した自己実現が出来るよう、子どもが最善の利益を求められることを職員会議等の場で話すことにより、共通理解を図っている。 子どもを尊重した養育・支援の提供を職員が共通理解したうえで、自立支援計画作成の為のケースカンファレンスや事例検討会議を行っている。 職員は「職員申し合わせ事項」を職員会議の毎に輪読し、徹底されるとともに、「児童支援基本姿勢五原則」が定められ全職員の共通方針となっている。			

	② 29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。 ☐子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 ☐子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 ☐子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、子どものプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。 ☐一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。 ☐子どもや保護者等にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。 ☐規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。 ☐不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。	b	29
【コメント】 個人情報の保護や権利擁護に関する事項について、規程及びマニュアルを作成するとともに、職員に周知している。 園内研修において、児童の権利擁護に関する研修を行うなど、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が出来るよう徹底している。 支援計画等子どもに関する資料等の作成は、勤務時間内で作成している。			
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
	① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。 ☐理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。 ☐施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容になっている。 ☐施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。 ☐見学等の希望に対応している。 ☐子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	b	30
【コメント】 子ども達の自治会「絆の会」を通じ、常時必要な情報を伝えたり、子どもの意見も聴取している。 保護者に対しては、来園時に養育支援の内容をわかりやすく説明した資料を作成したり、個人情報に十分に配慮したパンフレットを作成及び配布し、説明している。 施設の活動状況等はホームページに掲載している。			
	② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。 ☐養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。 ☐養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。 ☐説明にあたっては、子どもや保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。 ☐養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。 ☐意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	b	31
【コメント】 「入所時に必ず伝える9項目」を使い家庭支援専門相談員が分かりやすく施設の生活や、子どもの権利について説明している。 保護者へは自立支援計画立案時に分かり易く説明し、確認している。 保護者の面会時に支援内容の要望について、意向聴取を担当職員が行い計画に取り入れている。			

	③ 32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。 ☐ 養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。 ☐ 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。 ☐ 施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。 ☐ 施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	b	32
【コメント】 子ども一人ひとりのライフサイクルを見通しての養育・支援に努めるとともに、地域・家庭への移行等の際は引継ぎを行い、移行後の相談窓口等を知らせている。 退園時に説明するとともに、卒園後も必要に応じた対応が出来るよう、関係機関と連携を図りながら行っている。			
(3) 子どもの満足の向上に努めている。			
	① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 ☐ 子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。 ☐ 子どものへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。 ☐ 職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。 ☐ 子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。 ☐ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	第三者 評価結果 b	33
【コメント】 「絆の会」や担当職員が子どもの意見や要望を聴いているが「当たり前を当たり前に」の考えを基本に対応し、出来ることは叶え、要求に答えられないことについては何でできないかを理解出来るまで子どもに説明している。 「絆の会」で子ども達の意見等を直接汲みあげ、子ども達と職員で協議するとともに、出た意見を各フロアに掲示している。			
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 ☐ 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。 ☐ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。 ☐ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。 ☐ 苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。 ☐ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、子どもや保護者等に必ずフィードバックしている。 ☐ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た子どもや保護者等に配慮したうえで、公表している。 ☐ 苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	b	34
【コメント】 苦情解決制度を確立し、年1回は第三者委員が出席する会議を開催するとともに、受付けた苦情等について検討を行い、検討内容を「こだま通信」や「ホームページ」で公表している。			

35	②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
		☐ 子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
		☐ 子どもや保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
		☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
【コメント】			
意見箱「ぼくの声・私の声」を設置していたが、意見が入らなくなり、現在は子どもの意見や要望等を子ども達で話し合う「絆の会」を毎月1回開催している。 職員は、子ども達が自由に意見を出せる環境作りにより職員は努めるとともに、担当以外の子どもの相談を聴いている。 プライベートな相談は、カウンセリング室や職員室脇に区切られた場所で実施している。			
36	③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
		☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
		☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
		☐ 職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
		☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	
		☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
		☐ 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	
【コメント】			
子どもからの相談や意見は、担当の職員や相談しやすい職員に相談し、相談を受けた職員が基幹的職員等へ報告し、施設長と基幹的職員で対応している。			
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。			第三者 評価結果
37	①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
		☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	
		☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	
		☐ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	
		☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	
		☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	
		☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	
【コメント】			
児童の安全管理担当者が決められ、ヒヤリハット、食中毒、不審者対策、新型インフルエンザ等の対応マニュアル等を整備している。 ヒヤリハットについては文書で報告しており、職員全員が確認するとともに、検討会を開いて再発防止を検討している。 事例報告を行っているが、事業報告等で全体の集計や傾向等の分析を行い、今後の事前方針の策定に活かすこと			

38	②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
		☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
		☐ 感染症の予防や発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	
		☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
		☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。	
		☐ 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	
		☐ 感染症の予防や発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	
【コメント】			
安全管理委員会を設置するとともに、安全・食中毒・感染症等の予防マニュアルの作成や勉強会を開催している。 マニュアルに関する見直しは、担当者委員会に置いて見直ししている。 手洗い・うがいを徹底するとともに、小さい子どもでも理解できるよう絵にしたものを掲示している。			
39	③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b
		☐ 災害時の対応体制が決められている。	
		☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、養育・支援を継続するために必要な対策を講じている。	
		☐ 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
		☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
		☐ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	
【コメント】			
原発対応のハザードマップ及び災害時対応マニュアルを作成している。 年2回は消防署立合いを含め毎月避難訓練の実施、水・食料品・医薬品等備蓄品は3日分を確保するとともに、備蓄品をリスト化し、賞味期限等の管理を行っている。 災害時において、高校生は遠距離の学校に通っている子どももいるので、安全や安否確認のためにも、携帯端末等の情報ツールの導入検討をすることを期待します。			

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。			第三者 評価結果	40
①	40	養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	c	
		☐ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。		
		☐ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。		
		☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。		
		☐ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。		
【コメント】				
子ども一人ひとりに応じた養育・支援に係る検討や実践を組織的にやっているが、標準的な実施方法に関して、文書化するまでには至っていない。 職員の考え方の違い等による養育・支援の水準や、内容の差異を極力なくした一定の水準、内容を保つためにも、職員が提供する養育・支援について、標準的な実施方法を文書化することを期待します。				

	② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 ☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。 ☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。 ☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。 ☐ 検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	c	41
【コメント】 子どもが必要とする養育・支援内容の変化や、新たな知識・技術等の導入する際に現状に応じた検討や実践を組織的に行っているが、標準的な実施方法について、文書化するまでには至っていないので、文書化するとともに実施方法の見直しが行われることを期待します。			
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。			
	① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。 ☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。 ☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。 ☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。 ☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズが明示されている。 ☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。 ☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。 ☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	b	42
【コメント】 入所1ヶ月程度経過後、生活の様子の中で適切なアセスメントを行い、また、子どもや保護者の意向を聞き、支援上課題、支援目標や支援内容・方法等を記入して、自立支援計画書を策定している。 一人ひとりの子どもの正確な状況把握やニーズを明確にし、さらに、施設の示す手順に従って様々な職種の職員により、子どもの意見も丁寧に聴き取りながら、短期・中期にわたった自立支援計画が作られ、実施されている。			

	② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。 b 43 ☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。 ☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。 ☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。 ☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
【コメント】 子ども一人ひとりに対し6ヶ月毎に、全職員で評価結果の見直しを行い、さらに、子どもとその都度話し合いをしながら、自分の目標の確認等を行っており、施設長以外の職員の意見も明記され反映されている。 また、緊急の見直しが必要な場合は、その都度必要に応じて実施されている。	
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。	
	① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。 b 44 ☐ 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。 ☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。 ☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。 ☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。 ☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。 ☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。
【コメント】 子どもに対しては、一人ひとりの課題に即した養育日誌の作成や、幼児に対しては、月案・週案・日案等、施設で統一された様式により作成されており、最後に施設長が確認しコメントが記入されている。 内容に関しては、職員会議で共有化が図られている。	
	② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 b 45 ☐ 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。 ☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。 ☐ 記録管理の責任者が設置されている。 ☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。 ☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。 ☐ 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。
【コメント】 ケース記録の管理については、個人情報の取り扱い規程にも定め、職員室の鍵の掛かるロッカーで保管している。 子どもに関する書類は、個別のプライバシー情報であるとの認識を職員は持っており、また、施設外への文書ファイルの持ち出しは禁止されている。 情報が外部に流失しないよう責任者を設置し、一定の場所で保管されているが、管理者の許可の下、いつでも職員は閲覧、記録することができる。 情報開示について、今まで親からの開示請求はないが、入所時において随時できる旨の説明がされている。	

□

内容評価基準（41項目）A－1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結果	
①	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a	A1
	□養育・支援の内容が子どもにとって最善の利益になっているかを、振り返り検証する機会が設けられている。		
	□子どもの養育や成長にとって何が最善なのかを、職員間において常に話し合える環境にある。		
	□職員が日々子どもとのやり取りを振り返り、必要に応じてスーパービジョンを受けられる環境が整っている。		
	□受容的・支持的なかかわりを基本としながらも、養育者として伝えるべきメッセージはきちんと伝えるなど、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に子どもの最善の利益を考慮し真摯に向き合っている。		
【コメント】			
日頃から職員は、身近にいる大人として子どもの手本となり、職員は常に子どもと向き合い、子どもに学ぶ姿勢を持ち、子どもの良いところを見つけ認めてあげることを、職員の共通理解として養育・支援に取り組んでいる。支援職員が目指す目標等を常に職員会議等で示している。さらに、「職員申し合わせ事項」の輪読等、職員一人ひとりの質の向上にも努めている。 子どもの近くには常に、施設長や基幹的職員がいるため、その都度、適切な助言等を行っている。			
②	A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	b	A2
	□子どもの発達段階等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。		
	□事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。		
	□伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。		
	□事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。		
【コメント】			
子どもの年齢、能力や理解度等について職員会議で話し合い、適切な時期に施設長や基幹的職員から子どもに話しをしている。			
(2) 権利についての説明			
①	A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b	A3
	□定期的に全体の場で権利についての理解を深めるよう、子どもたちに説明している。		
	□権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、施設生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。		
	□年齢に配慮した説明を工夫している。(例えば高校生、中学生、小学生などに分けた説明の機会)		
	□定期的に職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。		
【コメント】			
子どもは児童相談所からの入所時に、「権利ノート」について説明を受けるとともに、「絆の会」等においても常に分かり易く説明をしている。			

(3) 他者の尊重	① A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。 a □基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために職員と子どもとが個別的にふれあう時間を確保している。 □喧嘩など子ども間でトラブルが生じた場合、相手の人格を尊重しながら、基本的には子ども同士で関係を修復できるよう支援をしている。 □日々の生活や行事等で、子どもが協働して行う場面では、助け合い、認め合い、協力し合い、感謝し合う態度を促進するよう支援している。 □年下の子どもや障がいのある子どもなど弱い立場にある仲間に対しては、思いやりの心をもって接するように支援している。	A4
【コメント】 グループ遠足、キャンプや子ども同士の夕食等、様々な生活体験を通して他者への心づかいや、他者に対して配慮する心が育まれるよう支援をしている。 日頃の生活の中で、子どもたち同士が互いに協力し、助け合うことが自然に培って行けるよう、職員は寄り添いながら支援にあたっている。 日中や夜間帯も含め、男女や異年齢でフロアーを仕切らず、お互いが自由に行き来のできる環境を大切にしている。		
(4) 被措置児童等虐待対応	① A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。 a □「就業規則」等の規程に体罰等の禁止を明記しており、規程に基づいて厳正に処分などを行う仕組みが行われている。 □被措置児童等虐待防止ガイドラインに示されているような具体的な例を示して、日常的な会議や研修会等で体罰等を禁止している。 □被措置児童等への虐待行為や不適切対応があった場合、主管行政窓口や児童相談所等に報告するとともに第三者委員等も入れて適切な調査をし、対処することが出来ている。	A5
【コメント】 事業計画の中でも、児童の虐待など児童の人権に関わる行為、懲戒に関わる行為の禁止を徹底する旨が明記されている。 職員倫理要綱を定め、施設長を含め全ての職員が、朝礼時での唱和や職員会議時の輪読等により、日頃から遵守するよう徹底化されている。		
② A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 b □不適切なかかわりがあった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うような仕組みがとられている。 □不適切なかかわりを発見した場合には、記録し、必ず施設長等に報告することが明文化されている。 □暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底している。 □不適切なかかわりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。 □不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。 □子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けている。		
【コメント】 子どもに対して不適切なかかわりが起こらないよう、職員間で連携を取り確認をしながら、不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 子ども同士のいざこざを早期に発見できるよう、スキルアップに力を入れている。 また、基幹的職員等がその場で対応をしている。		

A7	③	A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
		☐ 被措置児童等虐待の届出・通告制度について、対応マニュアルが整備され、かつ日常的に活用できるようにしている。	
		☐ 被措置児童等虐待の届出・通告があった場合に、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	
		☐ 被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができています。	
		☐ 被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明しているとともに、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。	
【コメント】			
対応マニュアルを整備し、人権擁護、虐待防止に関する職員研修を行い、全職員に周知をしている。 被措置児童等虐待の届出・通告の対応ができる体制を、日頃から整備している。 子どもの権利を擁護する方針が、全職員に周知・認識されている。			
(5) 思想や信教の自由の保障			
A8	①	A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	b
		☐ 子どもの思想・信教の自由については、最大限に配慮し保障している。	
		☐ 施設において子どもの思想や信教の自由を保障しようと努めているが十分ではない。	
		☐ 保護者等の思想・信教によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮している。	
【コメント】			
施設の規範である「職員倫理要綱」においては、広義に思想信条の差別の禁止を意味している内容となっているが、近年の価値観の多様化、国際化を鑑み「思想や信教の自由保障」を明文化することを期待します。			
(6) こどもの意向や主体性への配慮			
A9	①	A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
		☐ 入所した時、温かく迎える準備をしているなど様々な工夫を凝らし、受け入れについて施設全体で行っている。	
		☐ 被虐待体験だけでなく、子どもの分離体験に関して施設側が理解し、配慮している。	
		☐ 分離体験からの回復に関する課題への具体的な取組を行っている。	
		☐ 入所の相談から施設での生活が始まるまで、子どもや保護者等への対応についての手順を定めており、定期的に見直しを行い、実践している。	
【コメント】			
入所前の児童相談所での一時保護の段階から、受け入れ体制の準備を行っている。 受け入れにあたっては、基幹的職員が常に子どものそばに寄り添い、心の変化を機敏に感じ取っていくことを大切にしている。			
A10	②	A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
		☐ 生活改善に向けての取組を職員と子どもが共に考え、実施している。	
		☐ 生活日課や生活プログラムは子どもとの話し合いを通じて策定している。	
		☐ 子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	
【コメント】			
「絆の会」やフロア担当職員が、子どもの意見や要望を聴いているが「当たり前を当たり前」の考えを基本に対応し、生活改善に向けた取り組みを行い、要求に答えられないことについては、何でできないかを理解出来るまで子どもに説明をしている。			

(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活	<table> <tr> <td data-bbox="371 138 518 566">①</td><td data-bbox="518 138 1249 566"> A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。 ☐ 一人ひとりの子どもの趣味や興味、生活文化にあった生活になるように子どもの意見を反映させ、適宜改変している。 ☐ 図書、雑誌、新聞等、またテレビ、ビデオ、オーディオ等が、子どもの健全な発達に考慮したうえで、自由に使用できる。また、ゲームの適切な使用の配慮がされている。 ☐ 子どもが主体的に生活に関わることができるよう工夫がされている。 ☐ 活動に対して自発的な参加を促すよう支援している。 ☐ 行事等の参画について、子ども一人ひとりの選択を尊重している。 ☐ 子どもが地域の活動等に参加することを望む場合、可能な限りそれに応えている。 </td><td data-bbox="1249 138 1337 566">a</td></tr> </table> 【コメント】 子ども達で遠足を計画してグループ毎に実施したり、子ども同士で外出に出掛けたりと社会体験をさせている。施設や職員側から日課管理として決定することはせず、定期的にグループでの話し合いの場を持たせ、子ども自身の自主性を尊重している。 TV鑑賞やゲーム機の使用等における日常生活に必要なルールについては、協議を行っている。	①	A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。 ☐ 一人ひとりの子どもの趣味や興味、生活文化にあった生活になるように子どもの意見を反映させ、適宜改変している。 ☐ 図書、雑誌、新聞等、またテレビ、ビデオ、オーディオ等が、子どもの健全な発達に考慮したうえで、自由に使用できる。また、ゲームの適切な使用の配慮がされている。 ☐ 子どもが主体的に生活に関わることができるよう工夫がされている。 ☐ 活動に対して自発的な参加を促すよう支援している。 ☐ 行事等の参画について、子ども一人ひとりの選択を尊重している。 ☐ 子どもが地域の活動等に参加することを望む場合、可能な限りそれに応えている。	a	A11
①	A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。 ☐ 一人ひとりの子どもの趣味や興味、生活文化にあった生活になるように子どもの意見を反映させ、適宜改変している。 ☐ 図書、雑誌、新聞等、またテレビ、ビデオ、オーディオ等が、子どもの健全な発達に考慮したうえで、自由に使用できる。また、ゲームの適切な使用の配慮がされている。 ☐ 子どもが主体的に生活に関わることができるよう工夫がされている。 ☐ 活動に対して自発的な参加を促すよう支援している。 ☐ 行事等の参画について、子ども一人ひとりの選択を尊重している。 ☐ 子どもが地域の活動等に参加することを望む場合、可能な限りそれに応えている。	a			
	<table> <tr> <td data-bbox="371 721 518 1077">②</td><td data-bbox="518 721 1249 1077"> A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。 ☐ 小遣い帳や通帳を使って、限られたお金を計画的に使用する、金銭の自己管理ができるよう支援している。 ☐ 大人と一緒に買い物に行ったり、一人で買物をさせるなど物の値段の相場や、金銭感覚が身につくよう支援している。 ☐ 自立を控えた子どもなど、必要な子どもに対し、一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムを実施している。 ☐ 児童手当等について、子どもの目的にあわせ適切に使用または貯蓄をしている。 </td><td data-bbox="1249 721 1337 1077">a</td></tr> </table> 【コメント】 子どもの発達段階に応じて、決められた小遣いの中での買い物については、小遣い帳を付けたりすることで経済観念を育成している。 高校生は将来の自活や進学のための貯金や仕事をして、お金を得ることの大切さを感じさせるためのアルバイトを、希望する子どもには認めている。	②	A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。 ☐ 小遣い帳や通帳を使って、限られたお金を計画的に使用する、金銭の自己管理ができるよう支援している。 ☐ 大人と一緒に買い物に行ったり、一人で買物をさせるなど物の値段の相場や、金銭感覚が身につくよう支援している。 ☐ 自立を控えた子どもなど、必要な子どもに対し、一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムを実施している。 ☐ 児童手当等について、子どもの目的にあわせ適切に使用または貯蓄をしている。	a	A12
②	A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。 ☐ 小遣い帳や通帳を使って、限られたお金を計画的に使用する、金銭の自己管理ができるよう支援している。 ☐ 大人と一緒に買い物に行ったり、一人で買物をさせるなど物の値段の相場や、金銭感覚が身につくよう支援している。 ☐ 自立を控えた子どもなど、必要な子どもに対し、一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムを実施している。 ☐ 児童手当等について、子どもの目的にあわせ適切に使用または貯蓄をしている。	a			
(8) 継続性とアフターケア	<table> <tr> <td data-bbox="371 1232 518 1534">①</td><td data-bbox="518 1232 1249 1534"> A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活が送れることができるよう復帰後の支援を行っている。 ☐ 家庭復帰にあたって復帰後の生活を検討している。 ☐ 家庭復帰後の子どもや家族の状況把握や支援方法など関係機関との役割を明確にしている。 ☐ 家庭復帰相談を受けることを本人、保護者等に伝えている。 ☐ 家庭復帰後の子どもや保護者等の状況の把握に努め記録を整備している。 </td><td data-bbox="1249 1232 1337 1534">b</td></tr> </table> 【コメント】 基幹的職員を中心に、子どもが家庭復帰後に安定した生活が送れるよう環境整備に取り組むとともに、課題がある場合は、個別に対応をしている。 児童相談所・学校・市町村等の関係機関と連携して協議し、退所後の支援に当たっている。	①	A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活が送れることができるよう復帰後の支援を行っている。 ☐ 家庭復帰にあたって復帰後の生活を検討している。 ☐ 家庭復帰後の子どもや家族の状況把握や支援方法など関係機関との役割を明確にしている。 ☐ 家庭復帰相談を受けることを本人、保護者等に伝えている。 ☐ 家庭復帰後の子どもや保護者等の状況の把握に努め記録を整備している。	b	A13
①	A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活が送れることができるよう復帰後の支援を行っている。 ☐ 家庭復帰にあたって復帰後の生活を検討している。 ☐ 家庭復帰後の子どもや家族の状況把握や支援方法など関係機関との役割を明確にしている。 ☐ 家庭復帰相談を受けることを本人、保護者等に伝えている。 ☐ 家庭復帰後の子どもや保護者等の状況の把握に努め記録を整備している。	b			

A14	②	A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b
		☐ 高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもなどについて措置継続を行い、自立に向けた支援を行っている。	
		☐ 措置延長の期間は、就労支援や就労生活を支援するなど、自立への道筋をつけていく取組を行っている。	
		☐ 高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。	
		【コメント】	
子どもの進学や就職に対し措置延長を行い、課題調整後は自活生活へ移行させている。 退所後も自由に施設を訪れることができ、来所時に、前担当職員等に現状の悩み事の相談等があった場合、必要に応じて施設長や基幹的職員が対応している。			
A15	③	A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
		☐ 子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	
		☐ 退所後も施設に相談できる窓口（担当者）があり、支援をしていくことを伝えている。	
		☐ 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	
		☐ 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	
		☐ 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	
		☐ 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。	
【コメント】			
施設内の自活訓練室や結いの家での体験入所を活用し、段階的に退所に移行できるよう支援している。 支援にあたっては自立支援計画書を策定し、他職員・職種の意見も参考にしながら、施設長の承認を得て実行している。			

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果	A16
①	A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a	
	☐ 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。		
	☐ 子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。		
	☐ 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。		
	☐ 子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。		
	☐ 子ども達に職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。		
【コメント】			
子どもを受け入れ・認め・長所を伸ばしていこうという全職員共通の考えの下、一人ひとりとしっかり向き合い、理解に努めている。			

②	A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a	A17
	☐ 子ども一人ひとりの基本的欲求を把握している。		
	☐ 基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。		
	☐ 高齢児の日課は、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。		
	☐ 子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。		
	☐ 基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。		
	☐ 夜目覚めるとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。		
【コメント】			
職員は子どもと1対1の関係を心がけ、信頼関係の基で日常の生活を通して、子どもの基本的欲求が充足されるよう支援をしている。			
③	A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a	A18
	☐ 子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。		
	☐ 職員は必要以上の指示や制止をしていない。		
	☐ 子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。		
	☐ つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。		
	☐ 朝・夕の忙しい時間帯にも、職員が子どもを十分に掌握、援助できるように、職員の配置に配慮している。		
【コメント】			
ストレングスアプローチの考えで、職員は子どもと1対1の関係を築くことにより信頼関係を築き、子どもの力を信じて寄り添いながら、自らの判断や行動する場面づくりを大切にしている。			
④	A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a	A19
	☐ 施設内での保育が、年齢や発育状況に応じたプログラムの下、実施されている。		
	☐ 日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握できている。必要性があれば可能な限りニーズに応えている。		
	☐ 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。		
	☐ 学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができている。		
	☐ 子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。		
	☐ 幼稚園に就園させている。		
☐ 子どもの学びや遊びを保障するための、資源（ボランティア等）が十分に活用されている。			
【コメント】			
施設内は、幼児（3歳児）から高校生までの異年齢で生活しており、それぞれの発達に応じた遊具や学習の場の提供を行っている。 園庭には滑り台・砂場等の遊具が設置されている。 学習に力を入れており、小学生以上には優先的に勉強をすることを徹底しているため、学校の友人と一緒に帰ってきて、宿題が終わるまで待ってもらっている。 日々の勉強については、学習ボランティアと職員が中心となって教えている。 中・高校生については受験勉強も教えているため、高校合格や大学進学の実績も上がってきている。 小学生の問題は担当職員が「がんばりノート」を手製でつくり、一人ひとりに見合った内容となっている。			

A20	⑤	A20 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
		☐ 職員の指示や声かけが適切で、施設全体が穏やかな雰囲気の中で秩序ある生活が営まれている。	
		☐ 普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。	
		☐ 施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう支援している。	
		☐ 見やすわかりやすい掲示物など、子どもが社会生活を営む上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。	
		☐ 地域社会への積極的参加を図る等、社会的ルールを習得する機会を設けている。	
【コメント】			
職員が身近にいる大人の手本となり、子どもの社会常識、社会規範等の生活技術が習得できるよう支援をしている。 学校への登校時には、施設が一班となって、交通ルールを学んでいる。 外食にも積極的に取り組み、楽しみと共にきちんと注文したものを食べきることを学んでいる。			
(2) 食生活			
A21	①	A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
		☐ 食事の時間が適切で、食事を通して生活のリズムが形成されている。	
		☐ 無理なく楽しみながら食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	
		☐ 食事場所は明るく楽しい雰囲気中で、常に清潔が保たれている。	
		☐ 食事の時間が、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	
		☐ 陶器の食器等を使用したり、盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事をおいしく食べられるように工夫している。	
		☐ クラブ活動等子どもの事情に応じて、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	
		☐ 施設外での食事、来客を迎えての食事など、食事を楽しむ多様な機会を設けている。	
【コメント】			
食事が楽しみとなるよう食卓に花を飾ったり、食事もおかわりが自由にでき、また、自分好みの陶器の茶碗や箸を使用している。 部活で遅くなる高校生に対しては孤食とならないように必ず職員が付き添い、温かい物は温かく、冷たい物は冷たくするなどの配慮がなされている。 毎月の誕生会には、誕生月の子どもの好きなメニューを取り入れた食事を提供し、皆でお祝いをしている。			
A22	②	A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
		☐ 配慮のこもった献立であるとともに子どもの発育に必要な栄養摂取量を満たした食事を提供している。	
		☐ 定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	
		☐ 子どもの年齢、障害や疾病、食物アレルギーなど子どもの心身の状況、また体調など日々の健康状態に応じ、それらに配慮した食事を提供している。	
		☐ 少数の子どもを対象として家庭的な環境の下で調理するときであっても、配慮のこもった献立であり栄養面も勘案されるよう、献立について振り返る機会がある。	
【コメント】			
子どもの嗜好が取り入れられるように、年2回子ども達の嗜好調査を実施し、必ず献立の中に子ども達の希望するメニューを入れて作成されている。 また、病気等で食事がとれない場合には、別メニューを提供するなど、個々に合わせたの配慮がされている。 アレルギー体質の子どもに対しては、主治医の診察によって検査を行い、連携した対応を行っている。また、学校とは毎月献立を用いて給食会議を行って対応している。			

③	A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b
	☐ 食習慣の習得を、無理なく楽しみながら身につけられるよう工夫している。	
	☐ 日々提供される食事について献立の提示等食に関する情報提供等を行っている。	
	☐ 食品分類やおやつの摂り方等、栄養についての正しい知識を教えている。	
	☐ 偏食の指導を適切に行っている。	
	☐ 郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、食文化を継承できるようにしている。	
	☐ 買い物を手伝って材料の選び方を知る機会を設けている。	
	☐ 箸、ナイフ・フォーク等食器の使い方や食事のマナーが習得できるよう支援している。	
	☐ 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつを作る機会を設けている。	
	☐ テーブル拭き、食器洗い、食器消毒、残飯処理など食後の後片づけの習慣が習得できるよう支援している。	

A23

【コメント】

子ども同士の外食の機会によって食生活のマナー体験や、部屋別調理実習では、部屋ごとにメニューを決め、食材の買い出しや冷蔵庫にあるもので調理を行っている。

食育の話、調理実習、外食、誕生食、歯磨き、手洗い等の指導など、楽しく食べるための食育指導を行うなど、食を通して「心の栄養」を大切にしている。

誕生会のデザートは女子職員が手作りするなど、心を込めて提供している。

施設周辺は田畑もあるため、自ら野菜を育てて収穫し、調理することの喜びを経験できるよう期待します。

(3) 衣生活

①	A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
	☐ 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	
	☐ 汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	
	☐ 靴についても清潔で体にあったものが提供され、汚れや水濡れにも適切に対応している。	
	☐ 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	
	☐ 洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。	
	☐ 衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。	
	☐ 発達段階や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	

A24

【コメント】

年に数回、年齢に応じて自分の好きな衣類を好みの店で買い物をしたり、お小遣いをためて好きな小物を買うなど、自己表現ができるような環境設定をしている。

(4) 住生活

①	A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
	☐ 庭がきれいに清掃され、樹木や草花の植栽にも配慮が届いている。	
	☐ 室内は明るく、花や絵画が飾られるなど、温かみのある環境になっている。	
	☐ 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	
	☐ トイレ、洗面所等は性別や年齢に応じて使いやすいように配慮している。	
	☐ 必要に応じて、冷暖房設備を整備している。	
	☐ 設備や家具什器について、汚れていたり壊れていたりしていない。破損箇所については必要な修繕を迅速に行っている。	
	☐ 発達段階や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	

A25

【コメント】

施設内外のいたるところに花が飾られ、共有スペース等職員の管理担当場所が決められているため、子ども達と共に整理整頓をして、みんなが気持ちよく生活できるように配慮がされている。

②	A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	b
	☐ 小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	
	☐ リビングや居室は子どもが安心していられる場所になるような配慮がされている。	
	☐ 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	
	☐ 年少児の居室は、職員の目の届きやすいところに配置している。	

A26

【コメント】

一人でいることが不安な子どもに対しては、2部屋つながっている部屋で生活をしているが、襖で各部屋を仕切ることでも、各自の自己管理のもと自分の居場所が確保されている。
幼児に関しては不安にならないよう、保育士が就寝時に添い寝するなど、子どもが安心して生活できることを大切にしている。
談話室は子ども達がテレビを見たり、読書やお絵かき、ボードゲームなどを行うことができ、寛げる場所となって

(5) 健康と安全

①	A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	b
	☐ 常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄、生理等の状況を職員がきちんと把握している。	
	☐ 手洗いやうがいの習慣が身に付くよう支援している。年少児については排泄後の始末や入浴の介助をしている。	
	☐ 洗面、整髪、ひげそり、歯磨き、つめ切り、耳そうじ等身だしなみについて、発達に応じて自ら行えるよう支援している。また必要に応じて入浴やシャワーが利用できるなどの配慮がされている。	
	☐ 定期的に理美容をしている。	
	☐ 寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、衛生管理ができるよう支援している。また夜尿のある子どもについては、子どもの自尊心に配慮しながら支援している。	
	☐ 施設内外における危険箇所等を把握し、子どもの発達段階に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っている。	
	☐ 子どもの交通事故を防止するため、交通ルール等について日頃から子どもに教えている。	

A27

【コメント】

子どもの発達段階に応じて日常生活の中の生活力として、自らが健康に関する自己管理や衛生管理を行うことができるよう支援をしている。
また、交通安全においても同様に、発達段階に合わせた指導を通園、通学、外出等の機会を使って指導をしている。
年少の子どもについては、個別にチェックして健康管理を行っている。

②	A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
	☐ 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。	
	☐ あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしている。	
	☐ 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	
	☐ 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	
	☐ 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	

A28

【コメント】

登下校時や普段の生活の様子から、一人ひとりの健康状態を把握している。
日頃は嘱託医が健康管理を行っているが、健康状態が悪い場合には必要に応じて、協力医療機関への受診ができる。

(6) 性に関する教育

①	A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
	☐ 他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者との付き合いができるよう配慮している。	
	☐ 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。	
	☐ 性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達段階に応じたカリキュラムを用意し、支援している。	
	☐ 必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員や子どもに対して実施している。	

A29

【コメント】

子どもが生きる力を身につける中で、相手を思いやる心を育てていくことを心がけ、子どもの理解度に応じた性についての正しい知識を得るための機会を作っている。
担当職員が決められており、その職員が中心となって年齢別、男女別、グループ別等に分けた指導を行っている。

(7) 自己領域の確保

①	A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
	☐ 子どもが小さい頃から、自他の境界線がわかるような支援方法を心がけている。	
	☐ 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	
	☐ 個人の所有物が保管できるよう個々にロッカー、タンス等を整備している。	
	☐ 紛失防止のためにも、個々の子どもたちに片付け方を教えている。	
	☐ 個人所有の物は、でき得る限り子どもの好みを尊重している。	
	☐ まだ字が読めない子どもに対しては、イラストマークを使用するなどして、所有物がわかる工夫をしている。記名やマークは、でき得る限り子どもからの許可を得、子どもが恥ずかしがらなくても済むような場所に留める。	

A30

【コメント】

子どもの所有物について出来るだけ共有ではなく、衣類や自分好みの陶器の茶碗、箸を使用している。個人ごとに区別することにより、「これは自分もの」といった意識が持てるようにしている。

②	A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
	☐ 子ども一人ひとりに成長の記録（アルバム等）が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集、整理に努めている。	
	☐ 成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返ることができ、子どもの生い立ちの整理につながっている。	
	☐ 可能な子どもとは共に、成長の記録（アルバム等）を整理している。	
	☐ アルバム等は年齢や状況に応じて個人が保管し、子どもがいつでも見ることができる。	
	☐ 子どもが施設を退所する時に、成長記録（アルバム等）が手渡されている。	

A31

【コメント】

アルバムは個別に一人ひとり大切に作られ、職員のコメントが入れられている。幼児、低学年は職員が整理し、大きい子どもたちは自分で整理しているが、必ずコメントが添えられいるので振り返りができ、一人ひとりが大切にされていることが感じられる。
子どもがアルバムを見たい時にはいつでも見られるようにしている。

(8) 行動上の問題及び問題状況への対応			
①	A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b	A32
	☐ 施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。		
	☐ 施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の影響を施設全体で立て直そうと努力している。		
	☐ 不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。		
	☐ くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。		
【コメント】 職員は子どもと1対1の関係を心がけ、信頼関係を築いている。 子どもの行動の起因をしっかりとらえ、子どもを責めるのではなく、職員自身、自分の気づきが遅かったといった反省に立ち、気づく力を身に付けるように努めている。			
②	A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b	A33
	☐ 人権に対する子どもの意識を育むよう支援をしている。日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって示し、子どもへ説明をしている。		
	☐ 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行っている。		
	☐ 生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。		
	☐ 課題を持った子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。		
☐ 大人(職員)相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。			
【コメント】 子ども達自身で問題解決ができるよう心がけており、子ども同士による話し合いを行い、状況に応じて担当職員及び基幹的職員が相談を受け支援をしている。 職員は普段から子ども達の様子に変化があった場合は、職員間で話し合い適切な対応が行われている。			
③	A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	b	A34
	☐ 強引な引取りのための対応について職員に周知徹底している。		
	☐ 引取りの可否等について、児童相談所との連絡を適宜行い、判断が不統一にならないようになっている。		
	☐ 緊急時には協力を依頼できるよう、警察との連携を図っている。		
☐ 強引な引取りが考えられる場合、他の子どもへの安全についても配慮がされている。			
【コメント】 日頃から児童相談所や警察と連携を取りながら、保護者からの強引な引き取りがある場合の対応方法を、全職員に周知している。			

(9) 心理的ケア

①	A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
	☐ 心理的な支援を必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	
	☐ 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	
	☐ 心理的なケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	
	☐ 必要に応じて心理の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。	
	☐ 心理的支援を行うことができる有資格者を配置し、心理療法室を設置している。	
	☐ 児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	

A35

【コメント】

心理職員を常勤2名配置（基準は常勤1名）し、きめ細かな心のケアにあたる体制となっている。
また、心理職も子どもの担当を持ち、指導員・保育士と同じ立場で子どもと接することになっており、支援計画なども実態を把握した上で、心理ケアを実施することが可能となっている。

(10) 学習・進学支援、進路支援等

①	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
	☐ 静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	
	☐ 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	
	☐ 学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	
	☐ 忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	
	☐ 障害を持つ子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	

A36

【コメント】

学習室では時間を決め、学年別又は理解度別に合わせて、職員が問題集づくりや「がんばりノート」を活用して、個別の学習支援に取り組むことで、学力向上が図られている。
結果として、高校・大学等の進学に結びついている。

②	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
	☐ 早い時期から進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。	
	☐ 進路選択に当たって、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	
	☐ 奨学金など進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報等も提供している。	
	☐ 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	
	☐ 中卒児・高校中退児に対して、就労させながら施設入所を継続することで十分な社会経験を積めるよう支援している。	
	☐ 高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて努力をしている。	

A37

【コメント】

高校卒業後は退所となるため、進路について在学時より時間をかけて本人と話し合っている。
自己決定を最大限尊重し、保護者や学校関係者、児童相談所の意見も汲み取りながら、基本的に、自分で自身の道を切り開いていけるよう支援をしている。

	③ A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。 ☐実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。 ☐実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。 ☐実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。 ☐職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。 ☐アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。	b	A38
【コメント】 子どもが仕事内容や自分の適性を知る意味で、職場体験や職場実習、自立に向けての社会経験の拡大及び、退所後の貯金のためアルバイトを認め支援をしている。			
(11) 施設と家族との信頼関係づくり			
	① A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。 ☐施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。 ☐家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。 ☐面会、外出、一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。 ☐外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切ななかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。 ☐子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	b	A39
【コメント】 基幹的職員を相談窓口にし、普段から通信こだまを送付して子ども達の施設内での生活を家族に知らせ、施設行事への参加を呼び掛けるなど、家族との信頼関係づくりに取り組んでいる。 また、家族からの相談窓口を一本化して、保護者が相談しやすい体制づくりをしている。			
(12) 親子関係の再構築支援			
	① A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。 ☐家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。 ☐面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。 ☐児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。	b	A40
【コメント】 児童相談所と連携しながら、基幹的職員を中心に家庭の状況を把握し、面会、外泊、一時帰宅と段階的な親子関係の再構築に取り組んでいる。 施設内に親子訓練室が整備されているので、活用することを期待する。			
(13) スーパービジョン体制			

①	A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
	☐ スーパーバイザーを配置し、いつでも相談できる体制を確立している。	
	☐ 職員に対するスーパービジョンを定例的に行い、職員がひとりで問題を抱え込まないように、スーパーバイザーなどを通じて、組織としての働きかけをしている。	
	☐ スーパーバイザー以外にも職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが支援技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させるような取組をしている。	
	☐ スーパーバイザーは、職員からの信頼が得られるよう、研修に参加するなど質の向上に努めている。	
	☐ 国が定める基幹的職員を設置している。	

A41

【コメント】

子どもの支援内容について、職員同意が常に意見を出し合い議論する職場風土が出来ている。

その中で、施設長と基幹的職員が中心となり問題解決にあたり、子どもや担当職員の意向も汲み込んだ上での助言や指導を行っている。